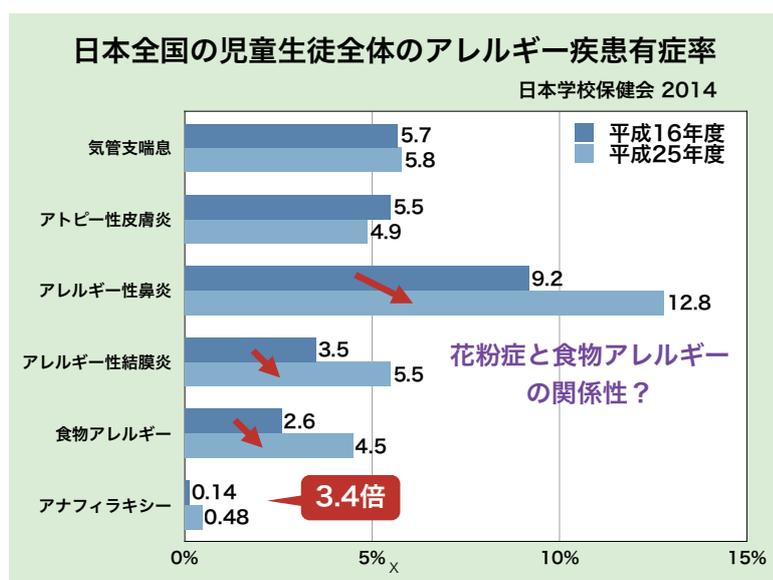


鎌ヶ谷市学校給食センターについて

鎌ヶ谷市医師会

学校保健担当理事 引田満

アレルギー疾患対策基本法が平成 27 年 12 月 25 日より施行され、これに基づき、学校保健の領域においても学校管理下のアレルギー対策が整備されてきております。近年、アレルギー疾患は全体として増加傾向にあり、グラフに示すように、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギーは右肩上がりの上昇が明らかで、花粉症と食物アレルギーとの相関関係が注目されます。



花粉症 - 食物アレルギー症候群という疾患概念が出されており、学校においてもその対策をしていかねばなりません。花粉症のある児童生徒がある特定の野菜や果物を摂取した際に口腔内のかゆみ、イガイガ感（いわゆる口腔アレルギー症候群）を訴えて医療機関を受診することが増えています。アナフィラキシーが 3.4 倍と突出した増加ですが、これは患者、医療従事者双方において啓蒙、認知が進んだことがこの数字に表れていると思われます。学校管理下においてはこのアナフィラキシーを未然に防ぐこと、起こしてしまった時の適切な処置が最も重要な点です。

アナフィラキシーが 3.4 倍と突出した増加ですが、これは患者、医療従事者双方において啓蒙、認知が進んだことがこの数字に表れていると思われます。学校管理下においてはこのアナフィラキシーを未然に防ぐこと、起こしてしまった時の適切な処置が最も重要な点です。

食物アレルギー対応の実施内容

鎌ヶ谷市学校給食センター

段階	内容
レベル 1 詳細な献立対応	「除去食用献立表」および「食品配合表」を事前に家庭に配布し、保護者や担任の指示、もしくは児童生徒自身の判断で除去しながら食べる。
レベル 2 弁当対応	「完全弁当対応」 「一部弁当対応」
レベル 3 除去食	原因食物を除いた学校給食の提供 鎌ヶ谷市においては「卵・乳除去食」のみ可能
レベル 4 代替食	原因食物を学校給食から除き、除かれることによって失われる栄養素を別の食品で補うことによって提供される学校給食。鎌ヶ谷市では未実施。

食物アレルギーは概ね 90% が就学時前に治癒ないし摂取しても症状が出なくなりますが、就学時以降も除去食を継続せざるを得ない児童生徒がいます。さらに、前述した花粉 - 食物アレルギー症候群が一つの例ですが、就学以降に発症してくるケースもあることを知っておかねばなりません。学校における対応としては、給食において食べられない食物の誤食を防ぐことが最

も重要です。そのためには学校給食センターの果たす役割が極めて大切で、医療機関の受診・指導を前提に、学校側との面談を通して個々の児童生徒に設定される食事制限のレベル（4段階）を前ページの表に示しました。このような具体的な対応は平成24年の調布市におけるアナフィラキシーショック死亡事故を契機に法整備が進んだことが大きな要因ですが、まだ発展途上の段階です。鎌ヶ谷市においても学校教育課（教育委員会）と医師会の協議のもと、これを進化させていかなければならないと思っています。幸いなことに、鎌ヶ谷市には平成26年に最新の設備を備えた新しい学校給食センターが稼働しており、理想的な環境が整っています。今回はこの近代的な設備を画像でご紹介したいと思います。



鎌ヶ谷市学校給食センターの現在の実績

公立小学校・中学校 14校：8402人分
（平成28年5月1日現在）

乳・卵除去食に実施：8名
詳細献立対応：112名